

新型インフルエンザ感染者（疑いのある者も含めて）に聴覚障害者がいるときの手話通訳についての考察

1 受診の流れと聴覚障害者の情報保障の関係

受診の流れ	聴覚障害者への対応	対応策
1 発熱の自覚症状		
2 発熱センターに連絡	? 病院に行くのではなく「まず発熱センターに連絡」という行動を知らせることが必要 ? FAX 番号を知らせることが必要	? 聴覚障害者への事前広報 チラシ配布だけではなく面談が必要な場合がある ? あらゆる広報素材に FAX 番号の明示（ 1 ）
3 センターの指示で行動 指定病院で受診または自宅療養	? FAX での指示 or 面談での指示を伝えることが必要	手話通訳者の介在が必要か（ 2 ）
（ 4 病院受診）	? 指定病院受診の場合に手話通訳が必要	手話通訳者の派遣が必要（ 3 ）
（ 5 入院）	? 入院時の診察に手話通訳が必要	手話通訳者の派遣が必要（ 3 ）

2 手話通訳についての考察

? ろう者（手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者）の情報保障を高めるために

- ・ 発熱センターの FAX 番号の周知が必要
- ・ FAX 送付時に何らかの情報伝達サポートが必要（例：愛媛）

? 手話通訳者の感染防止のために

- ・ 感染予防が必要（例：防護服の着用、テレビモニターの使用）
- ・ 感染時の休業補償と医療保障が必要（例：公務災害、労働災害）

課題 ? 聴覚障害者の命と権利を守る手話通訳制度であるために?

? 感染症流行時に聴覚障害者の情報保障を担当する手話通訳者（設置通訳者）が不足

登録通訳者は手話通訳を担当できない（休業補償と医療保障の不存在）

手話通訳設置事業は全市町村の3割以下しか実施していない。

根本にあるのは「手話通訳は登録ボランティアがすれば十分」というコスト優先の考え方
 同じ市民（国民）である聴覚障害者の命と権利が守られていない状況

具体的に聴覚障害者の命と権利を守るしくみを強めるためには手話通訳者の公務員としての採用を
 拡大することが必要

感染症の大流行期には地元の設置通訳者（がいたとしても）は対応できない可能性が強い
 災害対応のために全国的な設置手話通訳者のネットワーク化による支援体制構築が必要

3 全国の事例紹介 5 / 20 現在（運営委員及び全国の支部に関連情報を求めたもの）

? 1（発熱センターへの連絡関係）

- ・ 県が聴覚障害者用の窓口を設けていたが FAX 番号は各市の設置通訳者に伝えただけで個人には伝えず（いたずら FAX や対応できないことを懸念して公表しなかったとのこと） 県の情報提供施設から県や市町に FAX 番号の公表を要望（兵庫）
- ・ 都連盟が都に申し入れ、FAXでの相談がOKになった（東京）
- ・ 発熱相談センターで聞かれる内容の事前把握のため、聞き取り調査票をあらかじめ聴言センターに提供している。（京都）
- ・ 日本語の不得意なろう者（ただし行政で把握している人のみ）に訪問活動や絵などで情報提供を行なっている。（兵庫）

? 2（問診時の情報保障）

- ・ 発熱センターには24時間対応のFAXが設置されている。ろう者からFAXが入れば、ろう者用のFAX用紙で職員が返信し、やりとりをする。その間に、担当通訳者（登録通訳者）を呼び出し、発熱センターで通訳者とろう者がFAXのやり取りする。FAXでのやりとりは、ろう者を理解していないと、うまく通じないということから通訳者を活用している。（愛媛）
- ・ 聴覚障害者への問診FAX用紙を作成中である（東京）

? 3（受診時の情報保障）

- ・ 感染の疑いのあるろう者と接触する場合は、手話生活相談室職員もしくは、市の設置通訳者が発熱センター職員と一緒に、防護服を装着して対応する。5月末までは、手話生活相談室4名と市役所設置の3名の7名でシフトして24時間対応した。今は21時までの対応。（愛媛）
- ・ 定期的に通院するろう者には通訳者はマスクを着用して同行している。地元社協からは登録通訳者には携帯用の消毒薬とマスクを数枚配布している。（兵庫）
- ・ 市立病院に配置されている手話通訳者は、患者通訳の場合防護服を着用することになった。聴言センター派遣の職員も 病院では同じ対応になる。京都府からは、感染している疑いのある患者の通訳に登録通訳者を派遣することは不可との指示があった。（京都）